

建築確認手続の円滑化を図るための取組（改正建築基準法施行（6/20）後）

6月20日（円滑化を図るための取組）～

- 政府広報の実施（6/20・21（毎日新聞、産経新聞））
- 建築主側、設計・施工者側、確認審査側それぞれに対し説明会を開催
- （財）建築行政情報センターのHPにおけるワンストップサービスの開設（6月29日～）
 - ・改正建築基準法に係る質疑応答集（Q&A集）の掲載
 - ・確認審査・検査の運用解説、構造計算書適合性判定の運用解説（マニュアル）の掲載
- 特定行政庁・指定確認検査機関に対する確認申請手続の円滑化の要請（説明会の開催）（8月6日）
- 8/9付け国住指第1899号により、建築確認等の手続の円滑化について通知
- 2007年版建築物の構造関係技術基準解説書（8/10発刊。9/5～講習会開催）

9月7日（追加対策発表）～

- 電話相談窓口の開設（9月18日～）
- 関係団体等（建築主側、設計・施工側、確認審査側）に対する本省説明会の開催
- 関係団体等に対する地域ブロック毎の説明会の開催
- 9/25付け国住指第2327号により、手続き円滑化に実効性の高いものを通知

9月28日（追加対策発表）～

- 関係団体等に対する都道府県毎の説明会の開催、都道府県における相談窓口設置
- 改正建築基準法アドバイザーの登録と地域研修会への派遣
- 地域の構造設計実務者に対する支援（構造関係技術基準解説書の追加講習会等）
- 指定構造計算適合性判定機関等に対する技術的支援
- 確認審査等に関する苦情の受付

10月9日（追加対策発表）～

- 改正法の円滑な施行に向けて、都道府県知事あてに、総務省・国土交通省で連名通知
- 政府系中小企業金融機関等によるセーフティネット貸付（10/9～）（中小企業庁）
- 民間金融機関による健全な中小企業向けの資金の円滑な供給への配慮と周知（10/16付けで、金融庁に要請し、金融庁から全国銀行協会等の各金融関係団体に通知）

10月30日（追加対策発表）～

- 新しい建築確認手続をわかりやすく説明した「実務者向けのリーフレット」の配布
- 建築確認件数等が依然大幅に落ち込んでいる個別の地域に対するアドバイスの実施
- 建築確認手続きに関する運用面の改善・明確化
 - ・大臣認定書の写しの添付や軽微な変更に関する取扱い等について、事務手続きの合理化や解釈の明確化を図る観点から、建築基準法施行規則等の一部見直し（11/14公布・施行）

11月27日

- 信用保証協会のセーフティネット保証の対象業種について追加指定（中小企業庁）

12月7日（追加対策発表）～

- 建築確認申請支援センターの設置、建築確認円滑化対策連絡協議会の設置
- 計画変更の円滑化のためのガイドラインの策定、間違い事例集の作成
- 構造計算適合性判定機関の業務の効率化、適判員養成講習会の追加実施等
- 建築確認円滑化対策、中小企業の資金繰り対策の関係業界に対する説明会を関係省庁の協力も得て全都道府県で実施

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後①】

* 6月20日の改正建築基準法の施行後、9月6日までに開始した又は実施した取組

(1) (財) 建築行政情報センターのHPにおけるワンストップサービスの開設

(H19.6.29~)

- 改正建築基準法に係る質疑・応答 (Q&A*) H19.11.28現在 434問
※ 設計や審査にあたる実務者等から寄せられた質疑を逐次整理し、回答をQ&A形式で公開。
(毎週水曜日を定例の公開日とし、それ以外の日も、作業状況に応じ追加で公開)
- 確認審査・検査の運用解説 (マニュアル)
- 構造計算書適合性判定の運用解説 (マニュアル)
- 構造計算概要書の記載事例 (木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造)
- 確認申請書の作成事例 (戸建木造住宅)
- 確認申請書・通知書等の新様式
- 旧認定プログラムを有効に活用するための注意点

(2) 2007年版建築物の構造関係技術基準解説書

H19.8.10 解説書の発刊

H19.9.5~ 講習会の開催 (日本建築防災協会、日本建築センター) 【延べ18会場】
<札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡、沖縄>

(3) 特定行政庁・指定確認検査機関に対する確認申請手続き円滑化の要請

H19.8.6 都道府県・政令市、指定確認検査機関 説明会 (東京)

H19.8.9 住宅局建築指導課長通知 (国住指第1899号)
「改正建築基準法の施行に伴う建築確認等の手続きの円滑化について」

(4) 説明会の開催等

(建築主側)

H19.6.20・21 政府広報 (毎日、産経)

H19.7.23 日本住宅建設産業協会 講習会 (東京)

H19.7.30 改正建築基準法に関する情報提供 (日本経済団体連合会、不動産協会等)

H19.8.8 不動産協会 講習会 (東京)

H19.8.31 中央官庁営繕担当課長会議及び全国営繕主管課長会議の検討会

(設計・施工者側)

H19.7.4 日本建材・住宅設備産業協会 講習会 (東京)

H19.7.30 改正建築基準法に関する情報提供 (日本建築土会連合会、建築業協会等)

H19.8.24 住宅九州新聞社 セミナー (福岡)

H19.8.27 日本建築士事務所協会連合会緊急全国会長会議 (東京)

H19.9.6 日本木造住宅産業協会 セミナー (大阪)

(確認審査側)

H19.8.6 都道府県・政令市、指定確認検査機関 説明会 (東京)

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後②＊】

* 9月7日（追加対策発表）以降、開始した又は実施した取組

(1) 「改正建築基準法電話相談窓口」の開設(9月18日開設)

- (財)建築行政情報センター内に、設計・施工・審査の実務者から電話等による質問や相談を受け付ける相談窓口（電話：03-5206-6135）を開設。（一日当たり、数十件程度）

(2) 関係団体等に対する周知の徹底(本省主催：9月19日)

- 建築主側の関係団体（代表）に対する説明会
(社)不動産協会、(社)日本ビルディング協会、(社)全国宅地建物取引業協会連合会 等
- 設計・施工側の関係団体（代表）に対する説明会
(社)日本建築土事務所協会連合会、(社)日本建築構造技術者協会、(社)建築業協会 等
- 確認審査側の関係団体に対する説明会
都道府県・政令都市、指定確認検査機関、指定構造計算書適合性判定機関
- 上記全ての関係団体に対して、Q&Aを含め、これまでの全ての関係情報を電子媒体として無料で提供し、各団体のHPへの掲載を依頼するなど、その周知徹底を図る

(3) ブロック毎の関係団体等に対する周知の徹底(整備局等主催：9月18～28日)

- 本省担当課長等を派遣し、各地方整備局等における上記諸団体の都道府県単位会等向け説明会
(北海道：27日、東北地整：26日、関東地整：25日、北陸地整：25日、中部地整：27日、近畿地整：18日、中国地整：25日、四国地整：21日、九州地整：26日、沖縄県：28日)

(4) その他

<地方整備局建設部長会議の開催> 9月11日

- 確認申請手続きの円滑化に向けた特定行政庁及び指定確認検査機関に対する指導の徹底
- 関係団体等に対する改正建築基準法の周知の徹底

<地方整備局長会議の開催> 10月3日

- 今後の対応方針と取り組みの徹底について

<技術的助言通知の発出> 9月25日通知(国住指第2327号)

- Q&Aのうち手続き円滑化の実効性の高いものをとりまとめ、技術的助言として特定行政庁、指定確認検査機関等に通知

<上記以外の説明会の開催>

H19.9.14 住宅産業研修財団 セミナー(東京)

H19.9.14 日本木造住宅産業協会 セミナー(東京)

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後③】

* 9月28日（追加対策発表）以降、開始した又は実施した取組

（1）都道府県ごとの周知の徹底

- 中央の団体（連合会等）及び地域ブロックごとの説明会と同様に、各都道府県において、建築主側、設計・施工側及び確認審査側の関係団体に対する説明会を実施
(47都道府県で実施済み)
- 改正建築基準法に関する設計・施工側の関係者からの相談にきめ細かく対応するため、各都道府県に相談窓口を設置
(47都道府県で設置済み)

（2）改正建築基準法アドバイザーの登録と地域研修会への派遣

- 改正建築基準法の内容や運用等に習熟した「改正建築基準法アドバイザー」を登録し、関係団体等からの要請に基づき、全国各地で開催される研修会等へ派遣
(全国アドバイザー46名、都道府県アドバイザー149名)
(11/16現在の派遣実績 全国：10回、1,970名 都道府県：70回、9,882名)

（3）地域の構造設計実務者に対する支援

- 「2007年版建築物の構造関係技術基準解説書」の追加講習会を開催
(30都道府県の建築士会・建築士事務所協会の主催により38回開催(10/25～))
- (社)日本建築構造技術者協会等に構造設計実務者向けの研修会・相談会の開催等を要請
(「改正建築基準法による構造計算書作成の要点と事例」講習会(財)日本建築防災協会との共催により、11/5 東京：731名、11/13 大阪：693名、11/22 東京：800名、その他12月にJSCA支部単位の6会場で開催)

（4）指定構造計算適合性判定機関等に対する技術的支援

- 構造計算適合性判定における判定機関の工学的判断等を支援するため、国土技術政策総合研究所及び(独)建築研究所の担当者等を活用した「判定支援ネットワーク」を整備
(10/16～電子メールによる回答サポートを開始 11/22現在の問合せ：30件)

（5）確認審査等に関する苦情の受付

- (財)建築行政情報センターのホームページ(<http://www.icba.or.jp/>)上に開設している「苦情箱」において、確認審査等に関する苦情を受け付け(10月2日～)
※匿名による苦情も受け付け、対象の審査機関に対しては、国土交通省や都道府県を通じて苦情内容を通知するとともに、必要に応じて助言等を行う。
(10/2～11/30の苦情件数：426件)

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後④*】

* 10月9日（追加措置発表）以降、開始した又は実施した取組

6月20日に施行された改正建築基準法については、確認申請手続の円滑化が図られるよう、実務者に対する情報提供等に努めているところであるが、更にその一層の徹底を図るとともに、建築関連中小事業者の資金繰りを支援するため、以下の措置を講じたところ。

（1）都道府県知事あて総務省との連名通知の発出

改正建築基準法の円滑な施行に向けて、国土交通省として、これまで各般の情報提供を行ってきたところであるが、今後は、各都道府県等において、よりきめ細かな情報提供、相談対応等を図っていただくよう、総務省とも相談の上、都道府県知事あてに総務省との連名通知を発出。

（10月9日）

（2）セーフティネット貸付の実施

大工・工務店など関連中小企業等への資金繰りなどの経済的影響が懸念されることから、中小企業庁に対応の要請を行い、10月9日より、政府系中小企業金融機関等に特別相談窓口が設置され、セーフティネット貸付及び既往債務の返済条件の緩和措置が講じられることとなった。

国土交通省においても、地方整備局、地方公共団体、関係事業者団体等に周知を行った。

（12／7現在の融資・保証承諾：596件、約114億円、相談件数：1,513件）

（3）民間金融機関による金融の円滑化

民間金融機関による金融の円滑化を図るため、建築確認・建築着工減少により資金繰りに影響を受ける健全な中小企業向けの資金の円滑な供給への配慮と、全国銀行協会等の各金融関係団体に対する同趣旨の周知徹底を、金融庁に対して要請（10月16日）。

改正建築基準法の義務化までのまとめ（Ⅱ）

改正建築基準法の義務化までの流れと改修の内容をまとめます。改修の内容は、改修の範囲と改修の方法、改修の効果について述べています。

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後⑤】

* 10月30日（追加対策発表）以降、開始した又は実施した取組

（1）実務者向けのリーフレットの配布

従来から行ってきたホームページによる質疑・応答（Q&A）等の公表に加え、新しい建築確認手続きの要点に絞って、設計者、施工者、デベロッパーなど主に事業者側の実務者を念頭に、わかりやすく説明したリーフレットを作成し、関係団体、商工会議所、地方公共団体等を通じて、幅広く、関係者に配布するとともに、確認審査の窓口等に備え置く。

（第1版を30万部作成、規則改正を受けた第2版30万部を11月14日作成し、関係団体等に送付）

（2）きめ細かい個別の地域に対するアドバイスの実施

- 建築確認申請件数、あるいは建築確認件数が依然大幅に落ち込んでいる地域に対して、特定行政庁や指定確認検査機関から個別に状況をヒアリングした上で、具体的な改善策についてアドバイスを行う。
（9月時点における建築確認件数が前年同月に比べて落ち込みが著しい10都府県及びこれ以外で適合性判定の処理状況が遅れている5県に対しヒアリングを実施）
- 建築確認手続きの円滑化に向けて、特定行政庁や指定確認検査機関が講じている効果的な取組事例を整理し、各審査機関に対して周知を図る。
（11月22日特定行政庁、関係団体等向けの説明会において全国の特定行政庁、確認検査機関にアンケートを行った結果を整理した資料を配布し、説明）
- （財）建築行政情報センターのホームページ上に設置している「苦情箱」に寄せられた苦情のうち、特定行政庁や指定確認検査機関の不適切な取扱いの具体的な事例を整理し、各審査機関に対して注意喚起する。
（11月22日特定行政庁、関係団体等向けの説明会において具体事例を整理した資料を配布し、説明）

（3）建築確認手続きに関する運用面の改善・明確化

大臣認定書の写しの添付や計画変更に係る確認を要しない軽微な変更に関する取扱い等について、事務手続きの合理化や解釈の明確化を図る観点から、建築基準法施行規則等の所要の見直しを行う。（11月14日公布・施行、改正内容について11月22日特定行政庁、関係団体等向けに説明会を開催）

（4）セーフネット保証の対象業種の追加指定

全国的に建築関連業種に属する中小企業者の業況が悪化していることから、建築関連中小企業者への金融の円滑化を図るために、中小企業庁において、セーフネット保証の対象業種を追加指定。（11月27日）

確認申請手続きの円滑化を図るための取組【改正法施行後⑥*】

* 12月7日（追加対策発表）以降、開始した又は実施した取組及び取り組むこととしている取り組み

（1）建築確認申請支援センターの設置～中小事業者への技術的支援～

具体的な物件を手がけている中小建設業者、大工・工務店等のなかで建築確認申請に困難をきたしている状況があることを踏まえ、（社）日本建築構造技術者協会（J S C A）や各都道府県の建築士事務所協会の会員等が、構造基準の見直しへの対応、新しい申請図書の作成方法等を面談方式等で直接アドバイスするサポートセンターを設置する。（相談は無料で受付）

①中小建設業者による鉄筋コンクリート造・鉄骨造の建築物

：各都道府県1カ所を原則に全国的に設置（（社）日本建築構造技術者協会（J S C A））

②大工・中小工務店による木造3階建て・混構造の住宅

：木造3階建ての建設件数の多い10都道府県に設置（建築士事務所協会）（その他の地域は、（財）日本住宅・木材技術センターで一元的に対応）

【12月中に全国に展開】

（2）建築確認円滑化対策連絡協議会の設置～審査側・設計側の意志疎通の円滑化～

各都道府県ごとに特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関及び建築設計団体（建築士事務所協会等）からなる協議会を設置し、審査側・設計側の意思疎通の徹底を図ることを通じ、建築確認手続きの円滑化を促進する。

【12月上旬】

（3）計画変更の円滑化のためのガイドラインの策定

計画変更手続きを要しない軽微な変更や当初の申請においてあらかじめ幅のある計画内容について確認を受けておくことにより計画変更手続きを不要とする方法について、参考事例や手順等を示すガイドラインを作成。

【12月中】

※テナントビルや先端工場における計画変更、マンションにおけるフリープランへの対応

（4）構造計算適合性判定機関の業務の効率化等

比較的小規模な物件や単純な構造形式の物件についての審査の合理化（判定の実績等を踏まえたうえで、現在、原則として二人の判定員で実施している判定業務を一人の判定員で行う等）、補助員の活用方策等を示し、構造計算適合性判定機関の業務を効率化する。

また、構造計算適合性判定機関における事前相談の実施の徹底を図る。【12月中旬】

構造計算適合性判定員の講習会の追加実施を行う。【2月中旬】

（5）間違い事例集の作成

確認審査・適合性判定の実態を踏まえ、典型的な間違いの事例等を示すことで、設計者による適正な図書作成を支援するとともに、審査の迅速化を図る。

【12月中旬】

（6）都道府県ごとの情報の周知徹底について

建築確認の円滑化に係る各般の対策、中小企業の資金繰り対策（セーフティネット貸付、保証）について、情報の周知徹底を図るため、経済産業省及び林野庁の協力を得て、関係業界に対する説明会を全都道府県において速やかに実施する。

【12月中旬から開始】

このリーフレット
第1版30万部
第2版22万部
30万部印刷部
①

第2版（平成19年11月14日発行）

実務者向けのわかりやすい

新しい建築確認手続きの要点

「認定書の写しの取り扱い」
「軽微な変更の取り扱い」
が改正され、新しくなりました

本年6月20日に、建築確認・検査の厳格化を柱とする改正建築基準法が施行されました。一昨年末に発覚した耐震偽装事件の教訓を踏まえ、建築物の安全・安心の確保を目的とするものです。

改正法では、構造計算適合性判定制度の導入、確認審査等に関する指針の制定及びそれに基づく審査の実施等により、建築確認手続きが大きく変わりました。

このリーフレットは、新しい建築確認手続きの要点について、設計者、施工者、デベロッパーなど主に事業者の皆様が読まれることを念頭に、わかりやすく説明したものです。

この第2版は、平成19年11月14日の建築基準法施行規則の一部改正を受けて、改訂を行ったものです。

国土交通省

【ポイント1 申請図書の訂正について】

新しい建築確認手続きでは、記載内容の整合性のとれた申請図書の提出を求め、これまでより申請図書の訂正に厳しくのぞむことになりました。後で差し替えればいいとして十分に図面や計算書をチェックしないまま提出するなど、残念ながら、ずさんな申請図書が少なくなかったためです。

とはいものの、建築士が通常の注意を払って設計した場合でも、いわゆるヒューマンエラーは起こるものです。その点を考慮し、新しい建築確認手続きにおいても、軽微な不備がある場合の補正、不明確な点がある場合の追加説明書の提出が認められるようになっています。

以下に、申請図書の訂正に関してポイントとなるところを説明します。

1. 軽微な不備がある場合の補正が認められる例、不明確な点がある場合の追加説明書の提出が認められる例について、次ページに掲載します。

一部の建築関係者の間で、単純な誤字・脱字しか申請図書の修正が認められないという話が伝わっていると聞きますが、補正や追加説明書の提出が認められる範囲は、もっと広いものです。

2. 申請図書の補正の仕方ですが、上書き修正や正しい図面の差し込みなど、審査経過が残るかたちで行うことになっており、間違った図面を抜き取って正しい図面に入れかえる、いわゆる差し替えによる方法はとらないことになっています。

3. 建築主事や指定確認検査機関（以下「建築主事等」といいます。）が、補正や追加説明書の提出を求めるときは、小出しにするのではなく、ひととおり審査した上でまとめて指示すべきとされています。

補正や追加説明書の提出の指示は文書通知によることになっていますが、審査の円滑化のために、文書通知の前に建築主事等が申請者側に電話等で説明等を求めるることはもちろん差し支えありません。

4. 建築基準関係規定の審査に関係しない部分（例えば、郵便番号、住所等）での誤記、記載漏れ等については、文書通知によらずに、適宜訂正印による補正を行うことになっています。

施行規則で「付近見取図」と定められているのに対し申請図書では「案内図」と記されていたために補正を求められた例も報告されておりますが、このような審査上支障のないものについては、あえて補正を求める必要はないところですし、仮に整理の都合等で補正を求めるにしても、適宜訂正印による補正で済ますべきものです。

いずれにしても、建築主事等に対して、申請者側に無用の負担を強いることのないよう要請しているところです。

【参考：補正が認められる例】

軽微な不備がある場合の補正が認められる例としては、下記のような場合が挙げられます（もちろん、これら以外のものでも、類似のものは補正が認められることになります。）。

（1）確認申請書、建築計画概要書及び構造計算概要書に記載すべき事項について、設計図書等から申請者が本来記載しようとした事項が容易に推測される程度の単純な誤記、記載漏れ等がある場合

① 確認申請書・建築計画概要書

- (例) • 地名地番の表示
 • 特定工程の有無
 • 床面積の記入
 • 建築物の棟数の記入
 • 確認申請書と建築計画概要書の記載内容の齟齬

② 構造計算概要書

- (例) • 記入が不要と判断される項目について、その旨の分かる理由の記入
 • 建築物の概要欄への延べ面積の記入
 • プログラムのバージョン番号

（2）図面上建物の形状に変更がなく、明らかに建築基準関係規定に適合している場合で、単純な誤記、記載漏れ等がある場合

- (例) • 縮尺、立面図・断面図の方位の記入
 • 敷地面積、床面積計算等に係る求積計算と求積図との齟齬
 • 敷地境界線の寸法や外壁の後退距離の表示
 • 土地の高低及び延焼のおそれのある部分の表示
 • 図面間における通り芯などの符号
 • 鋼材の J I S 番号で該当のないものの表示

（3）審査側が独自に決めている取り扱い基準と申請内容が異なる場合

- (例) • 開放廊下、ピロティ等の取り扱いの相違

【参考：追加説明書の提出が認められる例】

不明確な点がある場合の追加説明書の提出が認められる例としては、下記のような場合が挙げられます（もちろん、これら以外のものでも、類似のものは追加説明書の提出が認められることになります。）。

- (例) • 壁、床等の断面の構造、材料の種別、寸法の明示が一部不明確であり、申請図書の他の部分を参照しても不明確な場合
 • 敷地内通路の有効幅員の明示
 • 構造計算書のワーニングメッセージに対する設計者の所見
 • モデル化の判断における追加検討（複数のモデル化の検討） 等

【ポイント2 申請図書の記載の仕方について】

改正法の施行に伴い、申請図書の種類、各図書に明示すべき事項（審査上必要な記載事項）等が見直されました。

この見直しは、建築基準関係規定に係る審査を適確に実施するために行われたものですが、新しく定められた図書もあり、また、明示すべき事項の追加もあって、申請図書が質的に充実する一方、その分量が増加することになりました。

以下に、申請図書の記載の仕方に関してポイントとなるところを説明します。

1. 申請図書の記載の仕方については、建築基準関係規定への適合を審査するのに差し支えのない範囲で、以下に示す例のように、ある程度柔軟に取り扱ってよいことになっています。

① 施行規則において各図書に明示すべき事項が定められていますが、他の図書に明示することによって、本来の図書に明示しないで済ませることができます。

② 具体的な数値や図の替わりに、建築基準関係規定に適合することが明らかである旨を表した簡便な記載によることも可能です。（例：前面道路幅員30m、適用距離25mのため道路斜線制限に適合 等）

③ 例えば、各階平面図について、意匠や各種設備等の各階平面図を適宜別葉で提出しても差し支えありません。

2. 設備機器等については、確認申請時に具体的な品番が決まっていないケースが多いと聞きますが、その場合には、一定の仕様範囲（寸法、材料、性能等）を示した標準的な図面あるいは一以上の採用候補機種の図面を添付し、当該設備機器等又は当該設備機器等と同等以上の設備機器等を用いることを明示して下さい。なお、完了検査時等には、採用した具体的機種を説明していただきます。

3. 構造計算に関し、構造計算概要書等の新しい図書が定められましたが、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造それぞれの構造計算概要書の記載例が作成されていますので、（財）建築行政情報センターのホームページ(<http://www.icba.or.jp/>)にアクセスし、参考にして下さい。

4. 指定確認検査機関から特定行政庁への報告に用いる、いわゆるチェックリストについては、確認申請者からの提出図書として位置付けられているものではありませんので、申請者の意志に反して指定確認検査機関への提出を義務付けられるものではありません。

【ポイント3 認定書の写しの取り扱いについて】

今般、国土交通大臣の認定を受けた工法、部材、材料等を使用する場合には、原則として、認定書の写しの添付が必要なこと、その場合、おもて紙のみならず別添図書の写しも添付が必要なことを明確にしました。

認定書の写しの添付を求めるのは、その工法、部材、材料等が、計画している建築物に採用可能なものであること、適用される建築基準関係規定に適合すること等をチェックする必要があるためです。

以下に、認定書の写しの取り扱いに関してポイントとなるところを説明します。

1. 建築基準法施行規則の一部改正(平成19年11月14日)により、確認申請時の認定書の写しの提出については、建築主事等が求める場合に限られることとなりました。

写しの提出を必要としない認定書については、審査機関のホームページや窓口等において認定番号リスト等が公表されることになっていますので、申請に当たって、事前相談時等によく確認して下さい。

2. なお、認定書の写しの提出を求められる場合、別添図書の写しについては、すべてのページを提出する必要はなく、認定を受けた仕様が記載されたページを適宜選択して提出すればよいことになっています。

例えば、耐火構造等（外壁、防火設備、屋根・軒裏など）の認定を受けている構造方法についていえば、断面の構造、材料の種別及び寸法等が示されたページの写しで足ります。また、その写しをもって、当該耐火構造等の構造詳細図に替えてよいことになっています。

3. ホルムアルデヒド発散建築材料や防火材料については、確認申請時に具体的な使用材料が決まっていないケースが多いと聞きますが、その場合には、使用材料の種別（例えば、F☆☆☆☆、不燃材料など）を示せばよく、認定書の写しの添付は不要です。なお、完了検査時等には、採用した具体的な使用材料を説明していただきます。

4. 鉄骨製作工場に係る認定書の写しについても、確認申請時にはどの鉄骨製作工場に発注するか決まっていないケースが多いため、その取り扱いに関して質問が多いところです。

鉄骨製作工場が決まっていない場合には、構造耐力上主要な部分である接合部並びに継手及び仕口の構造詳細図に鉄骨の溶接部を書き込むことにより、認定書の写しの添付は不要です。後に鉄骨製作工場が決まった段階で認定書の写しを提出していただき、それに基づき中間検査等が行われることになります。

*下線部は、第2版で追加された部分です。

【ポイント4 構造計算適合性判定について】

構造計算適合性判定制度（いわゆるピアチェック）は、通常の確認審査では見破ることが困難な耐震偽装があつたこと、高度な構造計算の法適合審査においては専門的な工学的判断が必要とされること等から導入されたものです。

構造計算適合性判定を行うのは、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関（以下、「指定構造計算適合性判定機関等」といいます。）です。

以下に、構造計算適合性判定に関してポイントとなるところを説明します。

1. 構造計算適合性判定の対象となる建築物は、いわゆるルート2以上の構造計算を行う建築物です（ルート1でも大臣認定プログラムを使うと判定の対象となります。）。

高さが20mを超える鉄筋コンクリート造、地階を除く階数が4以上の鉄骨造、高さが13m又は軒の高さが9mを超える木造等が代表例ですが、耐力壁や柱の水平断面積の少ない鉄筋コンクリート造やスパンが大きい鉄骨造など、比較的小規模な建築物であつてもルート2以上の構造計算が適用され、対象となる場合があります。

2. 構造計算適合性判定についても、あくまでも建築基準関係規定に適合するか否かの観点から判定が行われるものです。

したがって、建築物の構造関係技術基準解説書等で「・・・が望ましい」等の表現で示されている事項など、構造設計に係る推奨事項の採用を指導するようなことは適切でなく、そのことを指定構造計算適合性判定機関等に通知しているところです。

3. 建築確認の審査と同様に、構造計算適合性判定についても、事前相談を実施してほしいとの要望が寄せられています。

このため、どこで構造計算適合性判定を受けるかについて建築主事等が承知している場合には、指定構造計算適合性判定機関等においても、不適合箇所の指摘を含め事前相談にきめ細かく対応するよう要請しているところです。

4. 構造計算適合性判定に係る正式な文書通知は建築主事等を経由して行うこととされていますが、審査の円滑化を図るため、それ以外に適宜、構造計算適合性判定員が直接申請者側に説明等を求めるることは差し支えありません。

【参考：構造計算プログラムについて】

新しい大臣認定プログラムについては、改ざん防止機能等が装備され、審査期間の短縮と手数料の軽減が行われます。現在、複数のプログラムメーカーが性能評価の審査中あるいは準備審査中であり、国土交通省としても的確かつ迅速な審査を働きかけています（平成19年10月22日現在）。

旧大臣認定プログラムも引き続き使用可能であり、構造関係技術基準の見直しへの対応など活用にあたっての注意点を明らかにし、その活用促進を図っているところです。

【ポイント5 計画変更の取り扱いについて】

建築確認を受けた後に、建築主の要望により、あるいは施工上の都合等により、計画変更を行うことはよくあることです。

計画変更を行う場合、従前より、原則として、それが建築基準関係規定に適合するかどうかについて、当該変更箇所の工事に入る前に建築主事等のチェックを受けなければならぬとされています。この計画変更の確認手続きが適切に行われない場合には、法令に適合しないまま工事が進められていくおそれがあります。

ただし、工事に対する影響に配慮し、一定の「軽微な変更」については、計画変更の確認手続きを要しないこととされているほか、運用上の工夫等も行われています。

以下に、計画変更の取り扱いに関しポイントとなるところを説明します。

1. 計画変更の確認手続きが不要な「軽微な変更」については、施行規則第3条の2に規定されています。

そもそも当該建築計画に適用される建築基準関係規定に關係のない計画変更は、確認手続きを要しません。図面に記載された内容に変更があった場合、建築主事等がすべからく計画変更の確認手続きを求めていることがあると聞きます。具体的な話として、戸建て住宅に付属する埠に設けた戸の位置を変更しようとしたところ、計画変更の確認手続きを求められたケースが報告されていますが、このような建築基準関係規定に關係のない図面上の変更については、確認手続きは必要ありません。

2. 建築基準法施行規則の一部改正(平成19年11月14日)により、間仕切りや開口部の変更であって構造安全性、防火・避難性能が低下することのないもの等については、計画変更の確認手続きが不要な「軽微な変更」として扱い、計画変更に係る確認申請は必要ないこととされました。

この構造安全性、防火・避難性能が低下することのないもの等の運用については、軽微な変更の趣旨が建築確認手続に要する建築主の負担軽減にあること等を踏まえ、弾力的に取り扱うこととしています。

3. 軽微な変更については、中間検査や完了検査の申請時に、変更の内容を説明することとなります。検査を円滑に実施するため、検査前の適当な時期に、建築主事等に対しあらかじめ説明しておくことも考えられます。

4. 軽微な変更の弾力的な取り扱いや、以下の「あらかじめの検討」の的確な活用により、工事着工後の計画変更への対応も一定範囲内で柔軟にできることになります。

*下線部は、第2版で追加された部分です。

5. 施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更事項について、それへの対応を当初の確認申請時の図書においてあらかじめ検討しておくことにより、計画変更の確認手続きを行わないで済ますことができます。

この「あらかじめの検討」の例として、以下の事例が（財）建築行政情報センターのホームページ (<http://www.icba.or.jp/>) に掲載されていますので、参考にして下さい（「構造審査・検査の運用解説」第4章第2）。

- ・くい芯ずれを考慮した検討
- ・くいの長さの変更を見込んだ検討
- ・小ばかりの位置の変更を見込んだ大ばかりの検討
- ・大きさの変更を見込んだスラブの検討
- ・はり貫通孔の大きさと位置の変更を見込んだ検討
- ・壁開口の位置の変更を見込んだ検討
- ・スラブの開口及び段差の変更を見込んだ検討

6. また、「あらかじめの検討」としては、上記に類するものとして、建築物の計画上、建築主等の意向により発生が見込まれる変更事項への対応方法があらかじめ検討されている場合があります。

例えば、分譲共同住宅について、一定の間取り変更が生じても、構造耐力上、防火・避難上、採光上等支障がないことがあらかじめ確かめられている場合が考えられます。

また、従前から、分譲住宅の供給に当たって住宅等の間取り等に選択性を持たせた販売方法に即した建築確認手続として、いわゆる「メニュー方式」への対応があり、その活用も考えられます。

「あらかじめの検討」により計画変更の確認手続きを行わないで済ます方法については、様々なケースへの応用が可能なものです。

7. 計画変更の確認手続きが必要な場合においても、簡易な計画変更に対して特別に短い審査期間を設定するなどの方法により手続きを迅速に行うよう、建築主事等や指定構造計算適合性判定機関等に要請しているところです。もちろん、大臣認定に係る変更手続きにおいても迅速な処理に配慮します。

8. 構造計算適合性判定の対象建築物に係る計画変更であっても、変更内容が構造耐力に關係しない場合には確認手続きのみでよく、再度の構造計算適合性判定は不要です。

*下線部は、第2版で追加された部分です。

【参考：新しい建築確認手続きに関する情報提供等について】

国土交通省では、日本建築行政会議（※）等と協力して、新しい建築確認手続きに関する様々な情報を（財）建築行政情報センターのホームページに掲載し、申請側・審査側双方の実務者等に提供しています。また、同センターでは、実務者等に対する電話相談窓口も開設しています。

実務者等に対する情報提供や相談については、さらに地域レベルできめ細かく実施していくことが求められています。このため、都道府県に説明会の開催、相談窓口の設置等を要請しているほか、地域からの求めに応じ研修会等にアドバイザーを派遣する体制を整備しています。

（※）日本建築行政会議：特定行政庁、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関を構成員とする団体です。

（財）建築行政情報センターによる情報提供・相談

○ インターネットによる情報提供

- 改正建築基準法に係る質疑・応答（Q&A）

設計や審査の実務者から寄せられた質問を逐次整理し、回答をQ&A方式で掲載しています。

- 確認審査・検査、構造計算適合性判定に関する運用解説（審査マニュアル）
- 構造計算概要書の記載事例（木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造）
- 確認申請書の作成事例（戸建て木造住宅）
- 改正建築基準法「質問箱」

改正建築基準法の運用に関する質問をホームページ上で受け付けています。

- 改正建築基準法「苦情箱」

確認審査等に関する苦情を匿名でも受け付け、対象の審査機関に対しては、国土交通省や都道府県を通じて苦情内容を通知するとともに、必要に応じて助言等を行います。

（財）建築行政情報センターのホームページ <http://www.icba.or.jp/>



電話相談室の開設

- 設計・施工・審査の実務者から電話による質問や相談を受け付けます。

電話番号： 03-5206-6135

受付時間： 【午前】10：00～12：00

【午後】13：00～18：00

※土日・祝日を除く。

【参考：建築関係中小企業の資金繰りを支援するための金融上の措置について】

大工・工務店や建築資材関連業者など建築関連の中小企業への資金繰りなどの経済的影響が懸念されることから、10月9日より、政府系中小企業金融機関によるセーフティネット貸付及び既往債務の返済条件の緩和等の措置が講じられています。

1. 特別相談窓口の設置

政府系中小企業金融機関（中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、商工組合中央金庫、沖縄振興開発金融公庫）、信用保証協会、主要商工会議所、商工会連合会及び各経済産業局に特別相談窓口を設置し、中小企業者に対する経営上の相談を受け付ける。

2. セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）の適用

影響を受ける中小企業者については、政府系中小企業金融機関において、セーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）が利用可能。

融資条件（H19.11.9現在）

	中小企業金融公庫	国民生活金融公庫	商工組合中央金庫
融資限度	4.8億円に倍増	4,800万円	4.8億円
融資利率	基準利率（5年以内 2.25%）	基準利率（5年以内、2.40%）	基準利率（5年以内、2.25%）
融資期間	7年以内	7年以内	7年以内
元金返済据置期間	2年以内に延長	2年以内に延長	2年以内
その他	無担保・担保不足の場合でも融資可能（金利上乗せ）		担保不足の場合でも融資可能（金利上乗せ）

※上記の表のゴシック部分は一般貸付と比較したセーフティネット貸付の特例です。

3. 既往債務の返済条件緩和の対応

政府系中小企業金融機関において、返済猶予等既往債務の条件変更について、関連中小企業者の実情に応じて対応する。

【融資に関するお問い合わせ先】

中小企業金融公庫	http://www.jasme.go.jp/jpn/bussiness/a400.html
商工組合中央金庫	http://www.shokochukin.go.jp/tempo/index.html
国民生活金融公庫	http://www.kokukin.go.jp/tenpo/index.html
沖縄振興開発金融公庫	http://www.okinawakouko.go.jp/index.html

10月16日には、民間金融機関による金融の円滑化を図るため、金融庁に要請を行い、全国銀行協会等の各金融関係団体に対し、関係中小企業向けの資金の円滑な供給への配慮について周知徹底いただいたところです。

「新しい建築確認手続きの要点」

平成 19 年 10 月 30 日 初版発行

平成 19 年 11 月 14 日 第 2 版発行

国土交通省 住宅局 建築指導課

【参考：建築主に対する国土交通省からのお知らせ文】

建築主の皆様へ

～6月20日から建築確認・検査の手続きが変わりました～

一昨年11月に発覚した構造計算書偽装事件のような問題を二度と起こさないよう、昨年の通常国会において、「建築確認・検査の厳格化」を大きな柱とする建築基準法等の一部改正が行われ、去る6月20日から施行されています。

建築確認・検査は、建築物の安全を確保するための重要な手続きで、直接には、設計者や工事施工者の方々が対応されるものと思われますが、これらの手続きが円滑に行われるためには、建築主の皆様の理解が必要不可欠です。

1. 建築確認・検査の厳格化の概要

(1) 構造計算適合性判定制度の導入

高度な構造計算を行う建築物（一般的には一定の高さ以上等の建築物が対象になりますが、比較的小規模な建築物でも対象になる場合があります。）については、第三者機関による構造審査（ピアチェック）が義務付けられました。

(2) 審査期間の延長

構造計算適合性判定制度の導入等に伴い、建築確認の審査期間が延長されました。（21日間→35日間、ただし、詳細な構造審査を要する場合には最大で70日間）

(3) 指針に基づく厳格な審査の実施

従来、設計者のチェックが不十分な設計図書であっても、審査段階での補正が幅広く認められてきましたが、軽微な不備を除き、設計図書に法令に適合しない箇所や不整合な箇所がある場合には、再申請を求ることとしました。また、設計内容の変更を行う場合には、軽微な変更を除き、当該部分の工事前に計画変更の確認を受けなければなりませんが、このことを徹底することとしました。

なお、建築確認・検査の手数料は、特定行政庁（自治体）や指定確認検査機関（民間）がそれぞれ定めるものですが、これらの安全確保を図るために措置に伴い、所要の見直しが行われています。

2. 建築主の皆様へのお願い

(1) 設計条件や要求事項について、設計者と事前に綿密に打合せを行い、意匠・構造・設備の整合性のとれた設計図書により確認申請を行って下さい。

(2) 設計図書の作成や確認申請の手続き（構造計算適合性判定の対象となる場合には、その手続きも含みます。）に必要な期間を考慮して、できるだけ余裕のあるスケジュールを設定して下さい。

(3) 設計内容の変更を行う場合は、軽微な変更を除き、計画変更の確認の手続きが必要となりますので、当初の建築確認申請の段階で設計内容を十分に詰めておくとともに、設計内容の変更を検討する場合は、工事のスケジュールへの影響について十分に留意して下さい。